

幼保連携型 岐南さくら認定こども園 けやきの杜
重要事項説明書

（施設の目的）

社会福祉法人 豊誠会 幼保連携型 岐南さくら認定こども園 けやきの杜は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な保育を行い、地域の保護者の子育て支援を行います。

（名称及び所在地）

名称 幼保連携型 岐南さくら認定こども園 けやきの杜

所在地 岐阜県羽島郡岐南町八剣1-105

（教育・保育理念、目標、方針）

① 教育・保育理念

一人ひとりを大切にする愛情いっぱい・魅力ある教育・保育に取り組み、自己肯定感を育み生きる力、学びの力を培います。

② 教育・保育目標

○ 学ぶ力 ○ 人と関わる力 ○ 生活する力 ○ 元気な身体とやさしい心

③ 教育・保育方針

- 安全・安心な環境作りに努めます
- 地域から信頼される子育て支援を行います
- 創意工夫により、教育・保育の質を高めます
- 幼児期の育ちや学びを小学校教育に繋げます

（提供する教育・保育等の内容）

1. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を構成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を行う。
2. 子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的取り扱いをせず、十分に配慮しながら保育を行う。

（給食及び食育）

1. 給食は、自園調理により提供する。
2. 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達過程、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。尚、アレルギー症状によっては、お弁当持参とする。
3. 食を通した子どもの健全育成を図る視点から、子どもの発達及び発達の過程に応じて、食を営む力を養うため、食に関して配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し、実施する。

（地域における子育て支援）

教育・保育の提供、子育て支援事業を実施する。

（職員体制）

教育・保育の提供にあたり配置する職員の職種、員数及び業務の内容は次の通りとする。ただし、員数については、県条例で定める配置基準以上とし、入園する子どもの数により変動し、必要に応じ、職員を置く。

職 名	員 数
園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭	13人(常勤 8人 非常勤 5人)
調理員	4人(内、栄養士1人)
学校医	1人
学校歯科医	1人
学校薬剤師	1人

(利用定員)

幼保連携型 岐南さくら認定こども園 けやきの杜の利用定員は 190名とする。

1号認定 20 名、2号認定130名、3号認定 40人

(教育・保育を提供する日・時間・提供を行わない日)

【1号認定児】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9:00～13:00(4時間00分)
預かり保育	保育時間	8:30～9:00 13:00～16:30(有料)
休業日	日曜日・土曜日・祝日 年末・年始(12月26日～1月6日) 夏季(8月10日～8月16日) 春季(3月26日～4月5日)	

【2号・3号認定児】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7:00～18:00(11時間00分)
	保育短時間	8:30～16:30(8時間00分)
	土曜日保育	8:30～16:30(8時間00分)
延長保育	保育短時間	朝: 7:00～ 8:30(有料) 夕: 16:30～18:00(有料)
	保育標準時間	夕: 18:00～18:30(有料)
開園時間	月～金曜日	7:00～18:30
	土曜日	8:30～16:30
休業日	日曜日・祝日 年末・年始(12月29日～1月3日)	

※職員研修は、8月・12月・3月に行います。

(学年及び学期)

教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで(4か月)

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで(5か月)

(3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで(3か月)

(利用の開始及び終了に関する事項)

1. 1号認定児については、保護者が当園に直接申し込むことを原則とする。2号・3号認定児においては、町と園が利用調整を行う。
2. 利用開始に当たっては、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、職員の職務体制、利用者負担、その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
3. 同意を得た保護者と当園との間に利用契約を結び、教育・保育の利用を開始する。
4. 以下の場合には、教育・保育の提供を終了する。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき。
 - (2) 3号認定児の保護者が、「保育を必要とする理由」の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) その他、利用の継続について重大な困難が生じたとき。
 - (4) 園児の集団生活が困難と認めたとき。
 - (5) 園の方針に理解・協力いただけないとき。

(選考の方法)

1. 1号認定児の総数が、当該利用定員の総数を超える場合においては、各施設で選考を行う。
2. 利用の申し込みに係る2号認定児については、町が利用調整を経て、園長が決定する。

(町の斡旋、調整及び要請に対する協力)

利用申し込みを行った子どもに対し、当園の教育・保育を提供することが困難である場合は、町や関係機関と連携をとり、下記の通り、適切に対応する。

- (1) 障がいや特性の程度、保育教諭の配置等によっては、利用できない場合があります。
- (2) 子どもの心身の発達状態により、双方の話し合いの上、登園日及び、利用時間を指定することがあります。
また、集団生活において安全確保が困難と判断された場合は、利用できない場合もあります。

(転園及び卒園に関する事項)

1. 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等又は、当該園児に係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮する。

(利用者負担その他の費用の種類)

1. 園児の保護者から、町の定める利用者負担額を徴収する。
2. 当園の教育・保育の提供に要する別表に掲げる費用について、実費とする。
3. 園の備品等の破損につきましては、修繕費や物品購入費用を請求することもある。

(安全確保)

1. 園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、適切に対処する。
2. 園児の安全の確保を図るため、安全に関する事項について学校安全計画を策定し、実施する。
 - (1) 施設及び設備の安全点検(業者点検及び日常的な点検)を実施する。
 - (2) 園児に対する通園を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修をする。

（緊急時等における対応）

1. 教育・保育の提供中に、園児に体調の変化等の緊急事態が生じたときは、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡する。必要に応じ、学校医や園児の主治医に連絡をとるなど措置を講じる。
2. 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
3. 事故の状況を記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
4. 登園後、体調不良の場合や体温が37.5度を超えた時点で保護者に連絡する。その際は、速やかにお迎えをお願いする。
5. 保護者と情報共有し、子どもの状況確認をする為に、9時までに欠席・遅刻の電話連絡をお願いする。

（非常災害対策）

1. 火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について避難計画を立てて、訓練を実施する。
2. 消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届け出を行うものとする。
3. 訓練のうち、避難および消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回以上行う。
4. 非常災害に備えて、学校安全計画、業務継続計画（BCP）を作成し、園児の安全確保については、日頃より、所轄の消防署その他の関係機関、地元住民との連携を図る。
5. 台風、地震等の緊急時の対応については、岐南町内の小中学校に準じて対応するが、園児の安全確保のため、園長が判断する。

（保健及び環境、衛生）

1. 園児と職員の健康の保持推進を図るため、学校保健計画を策定し、実施する。
2. 園児の健康診断は、学校保健安全法に基づき、毎年2回実施する。
3. 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のため、対応マニュアルを策定する等、必要な措置を講じる。
4. 園生活が過ごせる発熱基準は、37.5℃以下とし、それ以上の発熱は家庭保育とする。また、他児への感染防止のため医師の登園許可を受けてから登園するようにお願いする。（感染症と診断された場合は、学校保健安全法に基づく出席停止期間を守らなければならない）
5. 園での与薬は行いません。しかし、園が園児に薬を必要と認めた場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した「与薬依頼書」をお願いする。

（虐待の防止のための措置）

1. 子どもの虐待防止及び人権擁護などを図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施する。
2. 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が疑われる場合には、関係機関へ通告する。

（苦情解決体制）

1. 苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
2. その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

（秘密保持）

1. 職員及び職員であった者は、保育を行う上で知り得た事柄については、正当な理由がない限り、その秘密を保持する。
2. 緊急連絡は電話及び緊急時一斉メール配信で行う。緊急連絡が可能な電話番号又は、携帯電話番号の報告及び、緊急時一斉メール配信への登録をお願いする。受け取った情報は目的以外の使用は一切行わず厳重に管理する。

3.当園発行の各種資料、ホームページ等への写真の掲載について、使用の可否を文書にして同意を得る。

(教育・保育の質の評価)

教育・保育・子育て支援事業の向上を図るため、次の通り自ら評価を行い、必要な措置を講じる。

- (1) 国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。
- (2) 園児の保護者その他のアンケート等、その結果を公表するよう努める。
- (3) 岐阜県福祉サービス第三者評価の結果を公表するよう努める。

(記録の整備)

1. 教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、卒園後 5 年間保存する。

- (1) 教育・保育の実践に当たっての評価
- (2) 教育・保育に係る提供記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (5) 町への通知にかかる記録

(保育料・実費徴収金について)

この重要事項説明書に定めるもののほか、詳細な留意事項等については、別途「入園のしおり」等において提示する。

項目	使途・目的	金額	納付時期
園生活に係る必要物品	当園の活動で使用する個人の物品	実費相当額	入園時
遠足代	3・4・5 歳児、遠足代	実費相当額	随時
その他教育・保育において必要となるもの	保護者負担が適当とみとめられるもの	実費相当額	随時
保育料 (1、2歳児 3号認定児)	町が決定します。	町が定めた額	翌月 銀行指定日
預かり保育料 (1号認定児)	8:30～ 9:00 13:00～16:30	3,000 円	翌月 銀行指定日
延長保育料	保育標準時間 18:00～18:30 保育短時間 7:00～ 8:30 16:30～18:00 18:00～18:30	月契約 各 3,000 円 1 時間 300 円	月契約/月末 緊急時/随時
給食費 (1号・2号認定児)	主食にかかる費用として 副食にかかる費用として 減免措置対象児童は主食費のみを徴収	1,000 円 3,500 円	翌月/ 銀行指定日
土曜日保育給食費 希望保育給食費 (2号・3号認定)	保護者の就労等で家庭保育ができない場合に、利用申請をされた方 利用した回数分を月末に徴収 減免措置対象児童は主食費のみを徴収 (主食にかかる費用として)	1 回 200 円 (55 円)	月 1 回/ 月末

*保育料等、給食費等は、利用月の翌月銀行指定日に 1 か月単位で口座引き落としとなります。

*保育料等、口座引き落としが出来なかった場合(注)は、現金での納入となります。

(注) 2 か月以上滞納された場合は、利用できない場合があります。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。